

相続税・贈与税納税猶予適格者証明申請に要する書類

【願出先:羽曳野市農業委員会】					
相続税:(農地等を相続,遺贈により取得し、引続き農業を営む場合の相続税の納税猶予を受ける場合に必要となる証明)					
No.	書類の種類	発行機関	提出部数		返却
			原本	写し	
★相続登記が済んでいない場合					
1	相続税の納税猶予に関する証明願(様式18)及び明細書(別表1)、別表2(該当者のみ)	農業委員会事務局	2		1
2	土地登記事項証明書(登記簿謄本)	法務局	1		
3	遺産分割協議書+相続人の印鑑登録証明書	遺産分割協議書 印鑑登録証明書	申請者 市民課	1	
4	相続人関係図(様式任意)	No.4,5,6を「法定相続情報一覧図」で兼用可とする	申請者	1	
5	被相続人の戸籍謄本【*出生～死亡までが確認できる全部事項証明、改製原戸籍等】		市民課	1	
6	相続人全員の戸籍謄本		市民課	1	
7	納税猶予の特例適用の農地等該当証明書	市税務課	1		
8	申請地の位置図(付近見取り図)	申請者		1	
9	代理人が申請する場合 委任状	申請者	1		
☆相続登記が済んでいる場合					
1	相続税の納税猶予に関する証明願(様式18)及び明細書(別表1)、別表2(該当者のみ)	農業委員会事務局	2		1
2	土地登記事項証明書(登記簿謄本)	法務局	1		
3	納税猶予の特例適用の農地等該当証明書	市税務課	1		
4	申請地の位置図(付近見取り図)	申請者		1	
5	代理人が申請する場合 委任状	申請者	1		

贈与税:(農業従事者が、生前に相続人に農地を贈与した場合に、贈与税の納税猶予を受ける場合に必要となる証明)					
No.	書類の種類	発行機関	提出部数		返却
			原本	写し	
1	贈与税の納税猶予に関する証明願(様式1)及び明細書(別表1)、別表2(該当者のみ)	農業委員会事務局	2		1
2	土地登記事項証明書(登記簿謄本)	法務局	1		
3	贈与者と受贈者の続柄、受贈者の年齢が判る書類(戸籍謄本、抄本等)	市民課	1		
4	贈与契約書(様式任意)	申請者		1	
5	納税猶予の特例適用の農地等該当証明書	市税務課	1		
6	申請地の位置図(付近見取り図)	申請者		1	
7	代理人が申請する場合 委任状	申請者	1		

注意事項	共通事項	* 公的機関発行の書類は、申請日時点より3ヶ月以内のものとする。			
				* 通知書の提出時に本人確認させていただきます。	
		* 委任状には、委任者(通知者)の署名(または記名)のうえ押印してください。			
		* 既に倉庫等の建築物がある農地は不可とする。			
	相続税	* 対象農地は市街化調整区域又は市街化区域の生産緑地で、複数所有のうち一部でも申請可能です。			
		* 「法定相続情報一覧図」は最寄りの法務局(大阪法務局富田林支局)で手続きできます。			
		* 相続税の申告は、相続発生日の翌日から10か月以内ですので、事前に税務署にご確認ください。			
	贈与税	* 対象農地は市街化調整区域又は市街化区域の生産緑地で、贈与者の所有農地全部申請のみです。			
		* 農地を贈与する際、農業委員会で農地法第3条の許可を受ける必要があります			